



一般社団法人
メディカルスタディ協会

◇ 中島 慶八郎氏の医療ブツタ切り 第32回「医療法の一部改正」 ◇

文／中島 慶八郎 氏

医療法の一部改正

平成 27 年 9 月に改正医療法が国会を通り、2 年以内に実施されることとなった。キーワードは医療法人の公益法人化である。本来、医療は営利を追求しないことになっているが、例えば 10 億を投資して病院を建てたとする。その後、50 億の病院に成長した場合、そこで廃業すれば 40 億の利益が出たことになるので結局は利益追求ではないか？との議論がなされた。

そこで国は医療法人を一般社団法人に、またそれを公益法人として、最終的には上記の例えの場合、50 億の病院となっても投資した 10 億しか戻らないことにしたのである。8,000 軒と言われる病院の 70%、5,600 軒が民間病院である。恐らく当初は 200 床以上の病院の公益法人化を進めるのではないかと、軒数にして 2,500～3,000 軒と思われる。前記の場合、病院をまったく廃業すれば 40 億は国が取り上げることになる。こうして医療は営利を追求していないと説明することが可能となる。2 番目は病院のグループ化で、しかもグループの公益法人化である。

これは地域包括のシステムの中に病院を位置付けるものであって、医師等の医療職の偏在をなくしたり専門家を進めたり、要は地域医療の効率化を計り、その上営利を追求しないものである。

このグループ化は容易ではないと思われるが、完成すれば病院の管理を内閣府すなわち国が行うこととなる。このことに意外に関心をもつ医療職が少ないのはなぜか？

2030 年の超高齢化社会にむけ、国は着々と医療の整備を行っている。